



# 羽の情報便

## 法人化の損益分岐点

節税・税金対策の目的は、資金繰りを良くすることです。事業の為の資金を残し、オーナーの手取りの金額を大きくすることが目的です。会社設立すると、資金繰りが悪化してしまうという本末転倒の事態が起こってしまうことがあるのです。

会社の税金等>個人事業の税金等となれば、会社設立の方が資金繰り面でメリットがあります。会社の税金等=法人税、所得税、住民税、社会保険料の4つの支出の合計で考える必要があります。個人の税金等=所得税、住民税、事業税、国民健康保険、年金の5つの支出の合計で考える必要があります。

会社設立のメリットを計算する際、よくあるのが、社会保険料、国民健康保険料、年金を含めずに計算してしまっているケースが見受けられます。しかし、これらは資金繰りに大きな影響を与える支出です。きっちりシミュレーションした上で、会社が良いのか個人が良いのかを考える必要があります。

会社設立すると、消費税は最大2年間免除になります。消費税のメリットは、消費税率が10%に増税されてから受けられた方が、現在よりはメリット金額が大きくなります。

例えば、オーナーが個人事業で利益が500万円出ているとします。この場合の税金控除後の手取り額は約351万円です。そして給与が18万円の従業員が一人いるとします。

この場合の個人の税金等は次のようになります。

500万円（利益）－17万円（所得税）－30万円（住民税）－3万円（事業税）－81万円（国民健康保険）－18万円（年金）＝351万円（手取り）

次に会社の場合の税金等を計算します。

個人の場合と同じ生活ができるように役員報酬を設定します。オーナーの手取り351万円と同じ金額にするための役員報酬（税金と社会保険料控除後）は、年間437万円必要です。

437万円（役員報酬）－8万円（所得税）－16万円（住民税）－62万円（社会保険料）＝351万円（手取）

この場合の会社の利益と個人事業の利益を比較します。

500万円（個人事業の利益）－437万円（役員報酬）－91万円（会社負担社会保険料）＝△28万円（差額）差引金額がマイナス28万円になっています。

会社にお金が足りなくなるのです。法人税が安くなるどころの話ではありません。このお金が足りなくなる原因は、新たに生じた91万円の社会保険料です。この社会保険料は、会社負担、個人負担として生じます。また法人化には、設立費用が30万円程必要となります。毎年の税金は、利益がゼロでも、最低7万円と必要となります。上記のケースの場合、社会保険料の増額分や最低の税金、税理士への支払いを考慮すると、年間100万円のコスト増です。5年間で500万円のコスト増加です。

仮に消費税の免除が2年間あっても、毎年のコスト増加は、長期的に事業の負担となります。

法人化を検討する場合、節税だけの目的で考えると、お金が足りなくなることがありますので、ご注意ください。



### 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。“羽の情報便”で検索してください。

# お客様からのQ & A

会社を設立しました。これで私も経営者の仲間入りです。名刺を眺めては、微笑んでおります。でも待てよ。経営者として、どれくらい役員報酬を取れば良いのでしょうか？何か注意する点がありますか？

役員報酬の金額は、株主の了解さえあれば、いくらでも構いません。しかし、税務的なメリットやデメリットを考えると、次の様なことに注意しなければなりません。

①役員報酬は、期中に変更しない。  
原則として期中に変更すると、変更部分が損金処理（経費）できなくなる場合があります。

②役員報酬を取り過ぎない。  
税法上「過大役員報酬の損金不算入」といって「高額すぎる」と認定された場合、経費として認めないという規定があります。

③役員賞与は取らない。  
役員が賞与を取るとは自由です。しかし、税法上は「役員賞与の損金不算入」といって、賞与を損金処理することを認めていません。

④会社の税金とのバランスを考える。  
オーナー企業の場合、個人の税金と会社の税金は、表裏一体の関係にあります。役員報酬を上げれば、会社の税金は下がりますが、個人の税金は上がります。逆も同様です。従って、節税するならば役員報酬を決める際には、この個人の税金と会社の税金の合計が最も有利になるように設定する必要があります。



## 税金・保険のまめ知識（第92回）

## 賃金・報酬・給与の違い

会社の場合給与というと、次の2つが該当します。取締役や監査役といった役員に支払う「役員報酬」と従業員などの労働者に支払う「賃金」です。

それぞれの特徴ですが、役員報酬は、会社と役員との間の「委任契約」に基づき支払われます。つまり会社は取締役などの役員に対し株主総会などで「会社の運営」を委任します。そして役員はその会社の運営の見返りとして、「役員報酬」を受け取ることとなります。

一方従業員などの労働者は、会社と労働者との間の「雇用契約」に基づき支払われます。すなわち会社は労働者を雇い、やってもらう仕事や労働時間を決めて労働力を提供してもらいます。そして労働者は労働力の対価として、「賃金」を受け取ることとなります。

言葉としては、「給与」と「役員報酬」と「賃金」の3つがあります。

### （1）賃金

労働基準法など労働法で使われる言葉で、従業員など労働者が雇用契約における労働の対価として受け取るものをいいます。役員報酬は含まれません。

### （2）報酬

民法において委任契約の対価と雇用契約の対価などをいいます。委任契約の対価である役員報酬、雇用契約の対価である賃金の両方が含まれます。

### （3）給与

所得税法で「給与所得」として使われる言葉です。役員報酬と従業員の賃金の両方がこの給与所得に含まれます。

この3つの言葉は、給与計算に関連する法律によって使い分けられています。

労働基準法と雇用保険法、労働保険徴収法では、「賃金」が使われ、従業員の賃金に適用されます。健康保険法、介護保険法、厚生年金保険法では「報酬」が使われ、役員報酬と従業員の賃金の両方に適用されます。そして所得税法では「給与所得」が使われ、これも役員報酬と従業員の賃金の両方に適用されます。

また給与計算で関わってくる法律は、次の法律になります。

### （ア）労働基準法

労働者の労働条件を定めた法律

### （イ）雇用保険法と労働保険徴収法

労働者の雇用保険と労災保険（2つまとめて労働保険といいます）について定めた法律

### （ウ）健康保険法、介護保険法、厚生年金保険法

役員と労働者の健康保険、介護保険、厚生年金保険（3つまとめて社会保険といいます）について定めた法律

### （エ）所得税法

役員と労働者の給与にかかる所得税の扱いを定めた法律

労働基準法と雇用保険法、労働保険徴収法では、「労働者の賃金」のみが適用の対象となります。また健康保険法、介護保険法、厚生年金保険法では「役員報酬と労働者の賃金」の両方が対象となります。そして所得税法でも「役員報酬と労働者の賃金」が適用対象となります。

つまり役員報酬については、労働基準法と労働保険の規定が適用されないので考えなくてもいい一方、従業員などの賃金は労働基準法と労働保険を考える必要があります。



## 2月の税務カレンダー

2月10日(火)

1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月2日(月) (2月28日は、土曜日のため)

- ・前年12月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ・3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ・法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- ・消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- ・前年分の所得税の確定申告(2月17日から3月17日まで)
- ・前年分の贈与税の申告(2月3日から3月17日まで)
- ・固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付



## 生命保険の基礎知識(28)

～保険の約款を読んだことありますか?～



### 生命保険契約者保護機構

生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構は、資金援助等を行うことにより、保険契約者の保護を図っています。

この保護機構には、国内で事業を行う全ての生命保険会社が会員として加入しています。

生命保険会社が破綻した場合に、仮にその会社の契約を引き継ぐ会社等が現われず、会社が清算されることになると、保険契約者は会社の資産を売却することによって得た金銭を配当として受け取ることはできませんが、保険契約は継続することができません。このような事態に陥ると、年齢や健康状態によっては、それまでと同様の条件で他の生命保険会社との間で新たに保険契約を締結することが困難になることも想定されます。

そこで保護機構は、破綻した生命保険会社の契約を引き継ぐ救済保険会社への資金援助や救済保険会社が現われない場合には、保護機構の子会社として設立される承継保険会社への保険契約の承継、又は保護機構自らが契約の引受けを行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることにしています。

何れの場合でも、保護機構によって破綻時点の補償対象契約の責任準備金等の90%まで補償されます。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき(66)

「ホワイトデー」と「ブラックデー」



昭和50年(1975年)頃から定着してきた日本型バレンタインデー。

そして、昭和55年(1980年)前後には、ホワイトデーや義理チョコの登場。この辺りから、キリスト教との関連は2月14日という日付を除いてほぼ断絶。日本は独自路線を突き進みます。

マシュマロやキャンディに始まったホワイトデーのお返しも、様々な形に変化を遂げます。巷ではお返しに「パイ」が流行っているそうです。

それは、なぜか?  $\text{パイ} = 3.14$  (円周率) = 3月14日(ホワイトデー)だからです。

そして日本で始まったとされる「ホワイトデー」は海を渡り、東アジア各国にも広がりを見せます。

韓国では、2月14日はバレンタインデー、3月14日はホワイトデー。そして4月14日。

バレンタインデーとホワイトデーの両日に縁の無かった男女が、黒い物を飲食する日「ブラックデー」が訪れるそうです。当人にとってはあまり縁起の良い日ではなさそうですね。



# 今月のコラム

冬と春の節目である立春を過ぎれば、カレンダーの上では春。立春以降の寒さを、残寒や余寒等と呼ぶそうです。夏の残暑同様、カレンダーの上と身の上では、やはり感じ方が違いますね。そして、いよいよ確定申告がスタートしました。ひよっとして、年末調整で受けた還付を「プチボーナス」と喜び、ひと安心していませんか？

一般的に、一年間の医療費が10万円を超えた方が対象となる医療費控除。年末調整では計算されないため、各自で確定申告を行う必要がありますが、初めて申告する人にとっては何かと分かりづらい点の多い医療費控除の申告。

実際、医療費控除に含まれる医療費に対する勘違いや認識不足、またそこに掛かる手間なども含め、還付申告を見逃してしまっているケースが多いようです。

医療費控除に含まれる医療費とは、一般に治療にかかった費用全般のことを指します。医療機関に直接支払った費用に限らず、治療目的で購入した市販のかぜ薬代なども含まれますし、治療目的で通院した際の交通費なども含むことができます。一方、健康増進・美容等にかかる費用は含まれませんので、悪しからず。

医療費控除は過去五年まで遡って申告できますので、思い当たるフシのある方は、今一度確認してみてください。

例年二月は、インフルエンザがピークを迎える月。オフィスや家庭での感染予防を呼びかける機会も多いと思います。単に気をつけましょうだけで予防できれば良いのですが、そうは行きません。最大の予防は、まず意識。意識が変われば行動が変わり、行動が変われば結果が変わります。今度は、確定申告で受けた還付を「プチお年玉」として喜べるかも知れませんよ。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 10,800円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 54,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp

